

船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業において、一般介護予防事業として位置づけられる地域介護予防活動支援事業として、地域において介護予防活動を行う住民団体を補助することを目的に交付する、アクティブシニア介護予防補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(補助対象活動)

第2条 この補助金の対象となる介護予防活動（以下「補助対象活動」という。）は、運動器の機能向上を目的とする別表第1に掲げる体操を行う活動であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 活動に参加する者のうち8割以上が65歳以上の市内に住所を有する者であること。
- (2) 1回当たり30分以上行われること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 原則として市内に住所を有する者で構成された、10人以上の団体であること。
- (2) 市内を主たる活動区域としていること。
- (3) 補助対象活動を定期的かつ継続的に週1回以上行うこと。
- (4) 補助対象活動の実施に際して、団体の構成員以外の者の参加を受け入れること。
- (5) 市内に事務所又は常設の連絡先があること。
- (6) 地域で介護予防活動を行う団体として、補助対象活動の実施場所及び団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意すること。
- (7) 定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有していること。
- (8) 補助対象活動に対して、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (5) 団体に課された市税を滞納している団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の限度額及び補助率の上限は、別表第3に掲げるとおりとし、当該年度に交付する補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、団体の活動目的及び介護予防活動の内容により市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申込団体概要書（第2号様式）
- (2) 活動計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 団体の定款、規約、会則等の組織の運営に関する定め
- (5) 会員名簿
- (6) 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料
- (7) その他市長が必要があると認める書類
（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象活動に適合すると認めたときは、その旨を船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合において、補助の決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）に対して、適正な交付を行うために必要があるときは、前項の規定による通知に必要な条件を付し、又は補助金の交付に係る事項に修正を加えることができる。

3 補助金は、補助対象活動が完了した後に交付する。
（補助決定状況の公表）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助の決定をしたときは、補助決定団体の名称、補助の決定内容及び補助金の交付予定額を公表するものとする。
（活動の実施等）

第9条 補助決定団体は、補助の対象となった活動計画及び市長が補助の決定に付した条件に従い、補助対象活動を行わなければならない。ただし、大型台風の接近や感染症拡大予防等のようなやむを得ない事由により、当初予定していた活動を中止せざるを得ない場合は、この限りでない。
（活動内容の変更等）

第10条 補助決定団体の代表者は、当該補助対象活動の内容又は2万円を超える経費の配分を変更しようとするときは、速やかに船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件の変更を認めるときは、船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更決定通知書（第7号様式）により補助決定団体の代表者に通知するものとする。

3 補助決定団体の代表者は、当該補助対象活動を廃止しようとするときは、速やかに船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動廃止届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を取り消すものとし、その旨を船橋市アクティブシニア介護予防補助金

活動取消決定通知書（第 9 号様式）により補助決定団体の代表者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従わなかったとき。

（活動完了報告）

第 11 条 補助決定団体の代表者は、当該補助対象活動が完了したときは、当該完了した日後（前条第 3 項の規定により補助対象活動を廃止したときは、当該廃止した日後）20 日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書（第 10 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算（精算）書（第 11 号様式）
- (2) 船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書（第 12 号様式）
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その報告に係る補助対象活動の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書（第 13 号様式）により補助決定団体の代表者に通知する。この場合において、補助決定団体が補助対象活動の実施のため支出したとする経費について、その使途、金額、支出先等の事実が領収書等の証拠書類によって明確に確認できないときは、当該経費に係る補助金の交付は行わない。

（成果の公表）

第 13 条 市長は、補助対象活動の成果について公表するものとする。

- 2 補助決定団体は、補助金の交付の対象となった介護予防活動の成果等を市民に周知するよう努めるものとする。ただし、第 10 条第 3 項の規定による廃止に係る介護予防活動にあっては、この限りでない。

（事務所管等）

第 14 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、健康部健康づくり課が所管する。

- 2 健康部健康づくり課は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度において、別に定めるところにより、関係各課と協議することができる。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 29 年度分までのこの規則の規定による補助金に係る第 3 条第 1 項第 3 号の適用については、同号中「週 1 回以上」とあるのは、「月 2 回以上」とする。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日 健づ第 341 号）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1

補助対象となる介護予防活動

健康体操、介護予防体操、ストレッチ体操、リズム体操、バランス体操、ヨガ、ピラティス、気功、太極拳、3 Q 体操、3 B 体操、フリフリグッパ体操、ふなばしシルバーリハビリ体操、その他介護予防に資することが期待される体操

別表第 2

補助対象経費（申請活動の実施に伴う経費）

費目	備考（費目ごとの補助限度額）
消耗品費及び原材料費	補助対象活動実施の際に必要な物品、材料、資料等の用紙等の購入費（1 品につき 1 万円未満のものに限る。）
使用料	補助対象活動実施の際に使用する施設の使用料及び物品の借上費
印刷製本費	補助対象活動を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費
通信費	補助対象活動を紹介する印刷物を送るための郵便料金、切手代等
保険料	補助対象活動実施の際に加入する傷害保険等の保険料
報償費	補助対象活動実施の際に招く外部講師に対する交通費相当の実費
食料費	補助対象活動実施の際に必要な水分補給のための飲料代

別表第 3

補助限度額及び補助率上限

補助限度額	補助率上限
1 0 万円	補助対象経費総額の 8 0 % 以内

【船橋市アクティブシニア介護予防補助金 申請様式】一覧

第1号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書

第2号様式：申込団体概要書

第3号様式：活動計画書

第4号様式：収支予算書

第5号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書

第6号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更申請書

第7号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更決定通知書

第8号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動廃止届

第9号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動取消決定通知書

第10号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書

第11号様式：収支決算（精算）書

第12号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書

第13号様式：船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書

(第1号様式)

船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

⑩

住 所

年度船橋市アクティブシニア介護予防補助金の交付を受けることを希望するので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 活動の名称（体操の名称もしくは内容を簡潔に記載ください）

2 活動の着手・完了予定期日

着手予定： 年 月 日

完了予定： 年 月 日

3 交付を受けようとする補助金の申請額

_____円

4 添付書類

- (1) 申込団体概要書（第2号様式）
- (2) 活動計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿（任意様式）
- (5) 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料（任意様式）

申 込 団 体 概 要 書

年 月 日

団 体 名	(ふりがな)
所 在 地	〒
代表者氏名	(ふりがな)
連絡者氏名	(ふりがな) 〒 住所 電話 FAX e-mail @
団体設立年月 及び活動年数	年 月設立 年 カ月 (年 月 日現在)
会員数(構成員数)	人(うち市内在住者 人)
団体の目的	
主な活動内容	

【欠格条項の確認】次のいずれにも該当する団体ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

☐ (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

☐ (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体

☐ (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体

☐ (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

☐ (5) 団体に課された市税を滞納している団体

上記項目に該当していないことを確認のうえ、☒を記入してください。

団 体 名

(第3号様式)

活 動 計 画 書

年 月 日

活 動 の 名 称 (簡潔に記載)	
補助金申請額	①申請額 _____ 円 ②本申請活動に係る補助対象経費総額 _____ 円 ③補助率 _____ %
実施内容および 期待される効果 (どのような介護予防活動 を実施するのか、また、こ の活動を行うことで、ど のような介護予防効果が得ら れる見込みかについて説明 してください) ・いつ? ・どこで? ・誰を対象に? ・どんなことを? ・どんな風に? ・どのような効果が?	活動場所 活動の参加者 活動内容(体操の内容、使う道具などを詳細に) 活動の効果
活動スケジュール (介護予防活動終了日まで の月毎のすべての日程と実 施事項を記入してくださ い)	

団 体 名

(第4号様式)

収 支 予 算 書

年 月 日

収 入			
【区 分】	細 目	金 額 (円)	積算内訳 (補助率)・備考
市負担分			補助率 %
団体自己負担分			
収入合計額 (A)			

支 出			
【費 目】	細 目	金 額 (円)	積算内訳・備考
消耗品費及び 原材料費			
使用料			
印刷製本費			
通信費			
保険料			
報償費			
食料費			
支出合計額 (B)			

- * 収入合計 (A) = 支出合計 (B) となるように記入して下さい。
- * 積算内訳の紙面が足りない場合、別紙 (任意様式) に記入の上ご提出下さい。

船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

補助決定団体名
代表者 様

船橋市長 印

船橋市アクティブシニア介護予防補助金に申請のあった活動について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 活 動 名			
申 込 団 体 名			
団 体 所 在 地			
代 表 者 名			
審 査 結 果		補助率	%
補助金交付決定額	円（費目対象額合計 円 × 補助率 %）		
備 考 （補助の条件等）			
補助対象経費内訳			
費 目			金 額（円）
消耗品費及び原材料費			
使用料			
印刷製本費			
通信費			
保険料			
報償費			
食料費			
合 計			

船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名 印

住 所

船橋市アクティブシニア介護予防補助金として交付決定のあった活動について、変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 活動名称

2. 補助金交付決定額

_____ 円

3. 変更の内容

4. 理由（必要により資料を添付してください。）

船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動変更決定通知書

第 号
年 月 日

補助決定団体名
代表者 様

船橋市長 印

船橋市アクティブシニア介護予防補助金として交付決定のあった活動について、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1. 活動名称

2. 決定年月日及び番号

_____年度活動 年 月 日 第 号

3. 補助金交付決定額

_____円

4. 変更の内容

5. 承認の条件

船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動廃止届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名 印

住 所

船橋市アクティブシニア介護予防補助金として交付決定のあった活動について、廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 活動名称

2. 補助金交付決定額

_____円

3. 廃止の理由（必要により資料を添付してください。）

船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動取消決定通知書

第 年 月 号 日

補助決定団体名
代表者 様

船橋市長 

船橋市アクティブシニア介護予防補助金として交付決定のあった活動について、下記のとおり取消を決定したので通知します。

記

1. 活動名称

2. 取消の理由

船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名 ㊞

住 所

船橋市アクティブシニア介護予防補助金の対象となる活動を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 活動名称

2. 補助金額

補助金交付決定額 円（本補助金に係る経費総額 円）

3. 活動の着手・完了日

着手日： 年 月 日 完了日： 年 月 日

4. 振込先

銀行名		支店名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
（フリガナ）			
口座名義			

5. 添付書類

- (1) 収支決算（精算）書（第 11 号様式）
- (2) 船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書（第 12 号様式）
- (3) 補助対象活動の実施内容がわかる資料（任意様式）

船橋市長 あて

团体名

印

※領収証には必ず番号を付し、本書の費目と一致するようにしてください。

年度 船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書

[illegible]

※その他、必要により活動の実施状況がわかる資料を添付してください。

船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書

第 年 月 日 号

補助決定団体名
代表者 様

船橋市長 印

船橋市アクティブシニア介護予防補助金について、 年 月 日付にて提出のあった完了報告書に基づき審査した結果、下記のとおり補助金の額が確定したので、下記のとおり通知します。

記

補 助 対 象 活 動 名 称	
補 助 年 度	年度活動
決 定 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 交 付 確 定 額	円
補助対象確定経費内訳	
費目内訳	金額（円）
消耗品費及び原材料費	
使用料	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
報償費	
食料費	
合 計	